

# 蓮如『御文』に見られる神祇観について

野 世 英 水

真宗における神祇観は、その信心の内実と内的に連関しながら現れてきていると考えられる。真宗教学史上の神祇観の変遷については、先に概観したところであるが（真宗における神祇不拜の教学史の変遷）、『印度学仏教学研究』第三九卷第一号所収）、ここでは蓮如における神祇観を、その信心との関りにおいてうかがってゆくこととしたい。

蓮如の神祇観は、その消息である『御文』に多く見ることが出来る。よってここでは『御文』を中心として、その神祇観をうかがってゆくこととしたい。なおここでは『御文』の引文は、すべて『真宗聖教全書』第三卷・第五卷によっている。また帖内とはいわゆる五帖八〇通の『御文』をさしており、帖外とはその他の『御文』をさしている。

『御文』の中で神祇に関して言及しているものを年代順に挙げると、次のようになる。帖内一帖目第九通：帖内一一九と略、以下同（二四七三・文明五年九月 日）・帖内一一〇（同年九月一日）・帖内一一三（同年九月下旬）・帖外第二一

通：帖外二と略、以下同（同年二月 日）・帖内二一一（同年二月八日）・帖内二一一（同年二月二日）・帖外二七（同年二月三日）・帖外二九（同年二月九日）・帖内二一三（二四七四・文明六年一月一日）・帖外三〇（年月日なし）・帖内二一六（二四七四・文明六年二月一日）・帖外三二（同年二月一日）・帖外三三（年月日なし）・帖内二一九（二四七四・文明六年三月一日）・帖内二一〇（同年五月一日）・帖外三七（同年八月一日）・帖外四一（二四七五・文明七年五月七日）・帖内三一〇（同年七月一日）・帖内三一三（二四七六・文明八年七月一日）・帖外四五（同年七月二七日）・帖外四八（二四七七・文明九年二月三日）・帖外九二（年月日なし、稲葉昌丸編『蓮如上人遺文』では一四七八・文明一〇年二月四日）・帖外一一一（年月日なし）・帖外一二五（年月日なし）・帖外一三六（年月日なし）以上である。また他に、言行録や和歌等にも若干神祇に関するものが見られる。

これら『御文』のうち、神祇への不拜を説く蓮如の立場が

うかがわれるものとしては、次のようなものがある。

帖内一一九

……ことに念仏行者はかれら（余道・天・鬼神など一筆者）にかふべからざるやうにみえたり。よく／＼こころうべし。

帖内一一〇

一心一向に弥陀をたのみたてまつりて、そのほか余の仏・菩薩・諸神等にもこころをかけずして、たゞひとすちに弥陀に帰して、このたびの往生は治定なるべし

しかしながらその後、このような立場は神祇不軽及び本地垂迹による神祇容認の立場へと変化していつている。すなわち、

帖外二一

於真宗行者中可停止子細事

一。諸神並仏・菩薩等不可輕之事。

一。諸法諸宗全不可誹謗之事。（中略）

右此十一ヶ条於背此制法之儀一者、堅衆中可退出一者也。仍制法状如件。

帖内二一一

これについて、まづ当流のおきてをよく／＼まもらせ給ふべし。

（中略）一切の諸神などをわが信ぜぬまでなり、をろかにすべからず。

ここでは、神祇を軽んぜずという立場が見られる。またこの立場は、その後次のようにも説かれている。

帖内二一二

自余の一切の仏・菩薩ならびに諸神等をもわが信ぜぬばかりなり、あながちにこれをかるしむべからず。これまことに弥陀一仏の功德のうちにみな一切の諸神はこもれりとおもふべきものなり。

帖外二七

されば阿弥陀一仏をたのめば、一切のもろ／＼の仏、一切のもろ／＼のかみを一度にたのむにあたるなり。これによりて阿弥陀一仏をたのめば、一切のかみも仏もよろこびまもりたまへり。

これらにおいては、弥陀一仏の中に一切の神祇も含まれるという立場が見られる。さらにこのような立場は、その後次のようにと変化していつている。

帖内二一三

一。諸神・諸仏・菩薩をかるしむべからず。（中略）

一。神明と申は、それ仏法にをひて信もなき衆生のむなしく地獄におちんことをかなしみおぼしめして、これをなにとしてもすくはんがために、かりに神とあらはれて、いさゝかなる縁をもて、それをたよりとて、つるに仏法にすゝめいれしめんための方便に、神とはあらはれたまふなり。しかればいまのときの衆生にをひて弥陀をたのみ信心決定して念仏をまうし極楽に往生すべき身となりなば、一切の神明はかへりてわが本懐とおぼしめしてよろこびたまひて、念仏の行者を守護したまふべきあひだ、とりわき神をあがめねども、たゞ弥陀一仏をたのむうちにみなこもれるが

ゆへに、別してたのまざれども信ずるいはれのあるがゆへなり。  
帖内三一〇

一。神社をかりしむることあるべからず。

一。諸仏・菩薩ならびに諸堂をかりしむべからず。(中略)

一には一切の神明とまうすは、本地は仏・菩薩の変化にてましませども、この界の衆生をみるに、仏・菩薩にはすこしちかづきにくくおもふあひだ、神明の方便に、かりに神とあらはれて、衆生に縁をむすびて、そのちからをもてたよりとして、つるに仏法にすゝめいれんがためなり。(中略)

二には諸仏・菩薩とまうすは、神明の本地なれば、いまのときの衆生は阿弥陀如来を信じ念仏まうせば、一切の諸仏・菩薩はわが本師阿弥陀如来を信ずるに、そのいはれあるによりて、わが本懐とおぼしめすがゆへに、……

ここにおいてはわゆる本師本仏・本地垂迹により、神祇を受容するよう説いている蓮如の立場が見られる。すなわちこれらより、蓮如の神祇観は神祇への不拝の立場から、不軽として受容の立場へと変化していることが知られるであろう。

ところで神祇観が見られる『御文』の述作時期は、ほぼ吉崎時代から河内・出口時代に限られており、その時代の歴史状況が色濃く反映しているものと思われる。特に吉崎における状況は、一向一揆のおこりとともに大きく揺れ動いており、そのような中で、蓮如の神祇に対する立場も変化していったものと考えられる。中でも一四七三(文明五)年一〇月

蓮如『御文』に見られる神祇観について(野 世)

の多屋衆合戦決議を経て、その神祇観は神祇不軽・容認へと変化していつていることが知られる。このことに関してたとえば笠原一男氏は、蓮如における神祇との「調和」(不軽・容認)の理由を、その置かれていた歴史状況の中に求められており(『一向一揆の研究』第三章)、その他にも蓮如の立場の変化をその歴史状況の変化によるとする指摘が多く見られるところである。しかしながら蓮如の神祇観の変化が歴史的背景によるものとしても、そこではさらに、歴史状況の中で神祇観を変化させた理由を、蓮如の信の立場のところにおいて捉えておくことが必要であろうと思われる。すなわち対神祇における社会的立場を、歴史状況の中で変えてゆくことのできた、蓮如の信の立場とはどのようなものであったかが、ここでは問われなければならないと言えよう。

蓮如は一四六一(寛正二年)より一四九八(明応七)年に至る『御文』の述作の中で、絶えず繰り返す「信心決定」「信心獲得」そして「信心為本」をすすめて説いている。その姿勢は終生一貫しており、この説示に関する限りは、服部之総氏(蓮如)のいわれるようないわゆる政治的文言ではないと言える。それは信心第一主義とも言えるものであるが、蓮如にはまたそれとともに、無常観を強調する文も顕著に見られる。すなわち、

それおもんみれば、人間はたゞ電光朝露のゆめまほろしのあひだ

一八一

のたのしみぞかし。たとひまた栄光榮耀にふけりて、おもふさまのことなりといふとも、それはたゞ五十年乃至百年のうちのことなり。（中略）これによりて、たゞふかくねがふべきは後生なり、またたのむべきは弥陀如来なり、信心決定してまいるべきは安養の浄土なりとおもふべきなり。（帖内一一一）

それにつきて人間は老少不定之界にて候間、世間は一旦の浮生、後生は永生の楽果なれば、今生はひさしくあるべき事にもあらず候。（中略）いかにもいそぎ後生の一大事を思とりて弥陀の本願をたのみ他力の信心を決定すべし。（帖外一一六）

などである。このように蓮如はこの世を無常とし、それゆえ後生を願ひ信心の決定をすすめるわけであるが、しかしながらそこでは、この世すなわち歴史状況における信心にもとずく主体的な実践というものは、欠落せざるを得ないように思われる。この世は「ゆめまぼろし」「一旦の浮生」のものであり、後生こそ価値あるものとされるとき、この歴史状況の中における主体的な実践というものは成立が困難となる。そして信心が現実のあり方、実践を規定することが稀薄となる。ところが、現実が信心とは関係しない没主体的な関与の対象としてしか捉えられず、現実との対応のあり方において、自己の信心の内実が問い返されるといふことも成立し得ないこととなる。そこでまた、歴史状況に対する責任主体としての信心も、成立し得ないこととなる。

先に親鸞の捉えた神祇として①經典などに見られる鬼・魔

・天等の神祇、及び日本古来の神々、②人間存在そのものに内在する神祇として捉えられた我執性や迷妄性、③本地垂迹説を教義に取り入れ神仏習合した仏教教団等における神祇性、④自らの政治的權威を神祇によって裏打ちし、自らを神聖化・絶対化して民衆を支配してゆこうとする政治権力における神祇性などを挙げ、これらのうち蓮如が問題とした神祇は①だけであることを指摘した（前掲論文）。すなわち歴史状況に没主体的に関ると言える蓮如の信心の立場においては、歴史状況としての②④などの神祇は、その信心において対象の外に置かれたものであったと考えられる。蓮如の信心第一主義にあつては、①の神祇への信仰が弥陀一仏への信仰にとつてかわるとき、その神祇は問題となり、全面的に否定せられるものであったと言えよう。よつて蓮如の信心において、神祇への信仰が弥陀一仏への信仰にとつてかわらない限りにおいて、それは軽んずべきものではなかったのであり、また本地垂迹などによる説明によつて、自己の信心の中で安定させることのできるものであったと考えられる。

すなわちこのような蓮如の信心の立場が内的要因としてあつたが故に、歴史状況の変化に即しつつ、その神祇に対する立場も不軽・容認へと変化させてゆくことができたのであると言えよう。